

射水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1 目 的

射水市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断・改修工事技術者に対する技術力向上、一般市民への周知・普及の充実を図ることが必要である。

このため、射水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況进行评估するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、市内木造住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

このアクションプログラムは、富山県及び本市をはじめ15市町村で作成する社会資本総合整備計画「富山県住まいづくり計画（第4期 地域住宅計画）」に基づき策定する。なお、射水市耐震改修促進計画の改訂の際に、本市耐震改修促進計画に位置づけるものとする。

3 計画期間

2026年度（令和8年度）から2032年度¹（令和14年度）までの7年間とする。

4 取組内容・目標及び実績

2026年度（令和8年度）取組内容

（1）財政的支援

- ① 住宅の耐震改修の補強設計費と工事費に対する補助
- ② 住宅の耐震改修と同時に行うリフォームの工事費に対する補助
- ③ 避難道路に面する危険ブロック塀等の撤去等工事費に対する補助
- ④ 能登半島地震による被災住宅の建替・耐震改修工事費に対する補助
- ⑤ 耐震シェルター・防災ベッドの設置費等に対する補助

（2）普及啓発

- ① 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進の働きかけ
固定資産税納税通知書に啓発用のチラシを同封し、住宅の所有者に対する継続的な耐震化の推進及び防災意識の啓発を図る。
- ② 耐震診断実施者に対する耐震化促進の働きかけ
 - ・耐震診断結果報告時に啓発用のチラシを配布し、耐震改修に対する動機付けを行う。
 - ・耐震診断後、概ね一年を経過した所有者に対し、耐震改修に向けたDM、または電話によるフォローアップを行う。
- ③ 改修事業者の技術力向上等
 - ・名古屋工業大学高度防災工学センターによる「安価な工法」の普及・啓発や、富山県とともに耐震診断・改修工事技術者向けの技術力向上やコスト縮減のための研修を行う。
 - ・富山県と連携して耐震改修事業者リストを作成し、公表する。
- ④ 市民への周知・啓発
 - ・市報やホームページ等を活用し、情報発信による普及啓発を行う。

- ・防災訓練会場や防災講演会等で臨時相談窓口を開設し、視触診及び住宅相談所の所員等による事業説明や普及啓発を行う。
- ・庁舎窓口に啓発用のチラシを設置し、普及啓発を行う。

2026年度（令和8年度）目標

- ・耐震診断（富山県木造住宅耐震診断支援事業）実施件数：10件
- ・耐震改修（射水市木造住宅耐震改修等支援事業）実施件数：10件
- ・補強設計（射水市木造住宅耐震改修等支援事業）実施件数：10件
- ・耐震シェルター等（射水市木造住宅耐震改修等支援事業）実施件数：2件
- ・ブロック塀等撤去（射水市木造住宅耐震改修等支援事業）実施件数：10件
- ・ブロック塀等撤去・新設（射水市木造住宅耐震改修等支援事業）実施件数：2件
- ・被災住宅（射水市液状化等被災住宅耐震改修等支援事業）実施件数：4件

前年度までの実績

年度	2020 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	合計
耐震診断	9	19	26	9	31	95	24	213
耐震改修	1	4	2	5	5	10	11	38
ブロック塀	-	-	-	-	-	13	8	21

5 自己評価

(1) 2025年度（令和7年度）の取組実績

- ・耐震化の支援制度を記載した啓発用のチラシを固定資産税納税通知書に同封し、耐震改修に関する啓発を行った。
- ・耐震診断（富山県木造住宅耐震診断支援事業）を実施する（一社）富山県建築士事務所協会の窓口に啓発用のチラシを設置し、動機付けを行った。
- ・一定期間（診断後概ね一年）を経過しても耐震改修を実施していない所有者に対し、DMによるフォローアップを行った。
- ・市報や市ホームページに補助制度の説明、住宅相談の日程を掲載し、耐震化の啓発を行った。
- ・市庁舎、防災訓練会場に耐震シェルター等の実物を展示、及び耐震改修工事の事例を紹介したパネル等を展示し、市職員による事業説明等を行った。

(2) 2026年度（令和8年度）の課題

住宅の耐震化の必要性について、更に普及啓発に努め、耐震改修等補助事業の更なる利用促進を図り、補助事業を活用した木造住宅の耐震改修を推進する。

(3) 改善策

引き続き固定資産税納税通知書への啓発用チラシの同封や住宅相談窓口で耐震改修の啓発を行うとともに、耐震診断実施に向けた動機付けや過去の事業利用者へのフォローアップ、また、県と協議しながら補助上限額の増額等、事業内容の拡充を図り、多くの市民にこの制度を使用していただき、住宅の耐震化を促進する。